

北上地区消防組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月29日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

八重樫 浩文

北上地区消防組合規則第11号

北上地区消防組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合職員の通勤手当に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給単位期間)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 休職条例第2条の規定により休職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(支給単位期間)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 休職条例第2条第1項第1号及び第2号の規定により休職にされ、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、<u>育児休業法第19条第1項の規定により部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）</u>をし、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する

